

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

1 相手方

下呂市

2 事件の概要

相手方は、令和 5 年 2 月に公営住宅に入居したが、令和 5 年 3 月分から令和 7 年 1 月分までの家賃及び駐車場代が未納となっていた。下呂市は、相手方に家賃督促を行ったが、郵送による督促状、電話や戸別訪問に応じなかった。

下呂市は、相手方に対して住宅明渡請求を通知し、最終催告書による催告を経て令和 7 年 1 月 31 日付で住宅明渡請求を行い、賃貸借契約を解除した。しかし相手方は、その後も当該住宅に不当入居を続け、令和 7 年 6 月 12 日によりやく退去した。

退去時に相手方は、下呂市に対して債務承諾と分納誓約を行ったが、これを履行しないもの。

3 訴えの趣旨

(1) 下呂市は、相手方に対して、家賃未払額として 442,900 円、駐車場代未払額として 87,100 円及び令和 7 年 2 月 1 日（賃貸借契約解除の日の翌日）から令和 7 年 6 月 12 日の住宅明渡までの不当入居の損害賠償として 816,400 円の金員の支払いを求める。

(2) 訴訟費用を相手方の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求める。

4 訴訟遂行の方針

(1) 相手方の対応によっては和解を検討し、再度議会の承認を得て和解する。

(2) 第 1 審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。